



4/18

行政文書開示決定通知書

3文芸第124号
令和3年4月16日

田中智之様

愛知県知事 大村秀章



令和3年3月5日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（開催結果概要） ・第2回あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（開催結果概要） ・あいちトリエンナーレのあり方検討委員会第3回会議録 	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年4月16日（金） 午前 午後2時30分
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	360円
	2 写しの送付に要する費用	円
担 当 課 等	県民文化局文化部文化芸術課 電話 052-954-7476 (ダイヤル)	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 ~~「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

第1回あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（開催結果概要）

日 時：2019年10月25日（金）

午後7時から

場 所：愛知芸術文化センター6階会議室

出席者：あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長、上山副座長、岩
淵委員、太下委員、金井委員

1 会議の公開・非公開の取り扱いについて

検討過程の情報を公開すると、県民や各種団体から委員等へ働きかけが行われるなど、委員の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、検討内容に特定の個人に関する情報を含むこと、県民の間に混乱を生じさせるおそれなどがあることから、本委員会を非公開とすることを参加者間で合意した。

2 中間報告書について

第3回検証委員会において中間報告を公表して以降、国際フォーラムの開催、中間報告に対する関係者からの意見の提出等があった。それらを踏まえ、中間報告の内容をいかに精査していくか議論した。

3 検討委員会の今後の進め方について

今後、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織運営体制やガバナンスを検討するに当たり、検討項目となり得る事項の確認を行った。また、検討会議内にワーキンググループを設置し、過去あいちトリエンナーレに関わったことのあるキュレーターや芸術監督等に参加依頼することを確認した。

4 あいちプロトコルの取り扱いについて

10月14日にあいち宣言・プロトコルワーキンググループ（草案）から提出されたあいち宣言の取り扱いについて議論した。

第2回あいちトリエンナーレのあり方検討委員会（開催結果概要）

日 時：2019年11月21日（木）

午後1時から

場 所：都道府県会館 407 会議室

出席者：あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長、上山副座長、岩
淵委員、太下委員、金井委員

1 会議の公開・非公開の取り扱いについて

検討過程の情報を公開すると、県民や各種団体から委員等へ働きかけが行われるなど、委員の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、検討内容に特定の個人に関する情報を含むこと、県民の間に混乱を生じさせるおそれなどがあることから、本委員会を非公開とすることを参加者間で合意した。

2 次回以降のトリエンナーレの運営体制について

会長の独立性などのリスクマネジメント的なものをすぐやるべきステップ1とし、専門知識の継続性、寄附金集金の継続性といった将来への課題をステップ2として今後精査し、提言にまとめていくことを議論した。

3 津田芸術監督との意見交換について

中間報告に準じた形で不自由展に関する最終報告書としてまとめるため、報告書の内容について津田芸術監督と意見交換を行った。

4 中間報告の取り扱いについて

調査報告書は「まとめ」を現時点の総括に直して冒頭に記載する。当時の経過を残すという意味で再開に向けた中間報告の検証を後ろに付ける。まとめ部分の美術界的な大きな視点の記述を岩淵委員、太下委員、金井委員が行うことを合意した。